



日本のスポーツ界におけるセクシュアル・ハラスメントの実態と防止のための課題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊安, 貴美江 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004804

研究ノート

日本のスポーツ界における セクシュアル・ハラスメントの実態と防止のための課題¹

熊安 貴美江

2020年東京五輪を目前に、昨年（2018年）はスポーツ界においてさまざまなハラスメント事件が発覚した。レスリングでは伊調選手に対する指導者のパワハラが、学生スポーツでは日大アメフト指導者による選手に対するパワハラ（悪質タックル問題）²が発覚するなど、指導者の人権感覚やスポーツに関わる組織のガバナンスが問われる事態になった。

このように暴力やパワハラが顕在化する一方で、セクシュアル・ハラスメント（以下セクハラ）に関しては、近年あまり顕在化していないように見える。では、スポーツ環境におけるセクハラは生じていないと考えてよいだろうか。筆者には、実態としてのセクハラは、暴力やパワハラ問題の後ろに隠され、見えにくくなっているように思える。

本稿では、近年報道されているスポーツにおけるセクハラ事例やその特徴と問題点、スポーツ環境で（セクハラを含む）ハラスメントが生じやすく見えに

¹ 本稿は、2018年9月3日（月）に開催された日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会公開シンポジウム「セクシュアル・ハラスメントをめぐる法政策の現状と課題——ハラスメント根絶に向けて——」において、筆者が報告した内容に加筆修正をしたものである。なお、同報告の概要については、『女も男も』No.132、『議会と自治体』第248号にも掲載している（熊安、2018b、熊安、2018c）。

² 2018年5月に行われた関西学院大学と日本大学におけるアメリカンフットボールの定期戦で、日大の選手が悪質タックルで退場になった。日大アメフト部監督であった内田正人氏は監督辞任に追い込まれ、7月に日大の常務理事を懲戒解雇された。内田氏と井上奨前コーチは、関学大の選手を怪我させるように指示したと日大設置の第三者委員会から認定され、その後、警視庁へ傷害罪で刑事告訴を受けた。だが、警視庁は内田氏と井上氏について、相手を負傷させる危険なタックルを指示した事実は認められないと判断し、立件を見送る方針を固めた。内田氏は「解雇は不当」と主張して、地位確認などを求めて大学を訴え、11月15日に第1回口頭弁論が開かれた。裁判で日大側は訴えの棄却を求め、争う姿勢を示している（以上、「日大・内田前監督、警視庁は「指示なかった」と判断…部員が第三者委で虚偽証言との報道も」Business Journal 2018年11月16日より抜粋）。

くい原因やメカニズム、セクハラ防止対策の課題について述べる。

1. スポーツ環境で生じているセクハラ・性暴力の類型や報道事例

①類型

スポーツ環境におけるセクハラ・性暴力は、「単独型」と「集団型」に分類できる。「単独型」は、実績ある指導者や運動部活動顧問が、教え子である選手や生徒に対しておこなう場合が多く、その特徴は、加害者が被害者に対して絶対的な権力を持つ、合宿や遠征などで選手と多くの時間と空間を共有する、指導を口実にマッサージなどの身体接触が許容されがちであることなどである。「集団型」は、身体接触の多い集団競技のメンバー複数が、一人か二人の女性に対しておこなう場合が多く、双方の当事者が既知の間柄であることが多い、社会的地位による権力差はないが筋力差が顕著、アルコールが介在することなどがその特徴としてあげられている（高峰、2013）。

以下、本稿では主に「単独型」のセクハラについて述べる。

②報道事例

はじめに、近年海外で発覚し、報道された性暴力事件事例をいくつかあげる。

アメリカでは2016年、体操女子ナショナルチームドクターによる、多数の若年女性選手への20年以上に渡る性的虐待が、地元誌の報道により発覚した。加害者のコーチは米国体操協会に所属し、五輪4大会にも同行していた有名コーチであったが、20年以上に渡り、治療名目で女子選手に対し性的虐待を繰り返していた。選手の訴えがあった後も、選手の所属大学も体操協会も放置していたことが発覚し、大きな問題となった（BBC News Japan 2018年1月26日など）。

イギリスでは、1970年代から90年代にかけて英国内の55以上のクラブで発生した、350人以上のサッカーユース時代の少年に対する性的虐待事件が発覚した。被害から30余年後の告白であったことが、被害そのものの重大さとともにイギリス社会に衝撃を与えた（AFP BB news 2016年11月24日など）。

スウェーデンでは女子陸上選手（27）が、21歳の時に他の男性選手にレイプ

されたことを告白し、「今なら私のせいではなかったと分かります。このことを話すまでに6年かかりました」(Yahoo!ニュース 2017年11月24日)と述べた。また韓国では女子テニス選手が、10歳から2年間に渡るコーチによる性的虐待を告白した(AFP BB news 2018年7月24日)。

これらの事例から、すぐれた防止対策をもつ国でも、権威者による若年者への性的虐待が長年にわたって看過されてきたことがわかる。上記にあげた女性被害者たちの告発は、昨今の「#MeToo」ムーブメントの流れをくむものでもある。

次に、最近の日本においては以下のような事件が報道された。

大阪府では、堺市立高校男性教師(56)が指導する運動部の女子生徒に対して、抱き寄せたり、「服を脱げ」と強要するなどのセクハラ行為をおこなった(朝日新聞DIGITAL 2017年5月29日など)。岐阜県では公立中学校男性教師(30)が、1年生野球部員男子生徒の下着を脱がせてマッサージをするなどした(同上 2017年3月23日など)。静岡県沼津市では、私立高校ボランティア相撲部指導者夫婦(20代夫と30代妻)が、男子部員の着替え中、体に巻いていたタオルを女子部員の前ではがす、妻が男子部員に「自分の胸を見たいか」などと発言するなどのセクハラ行為をはたらいていた(同上 2018年4月26日など)。

近年の深刻な性暴力事件としては、55歳男性ゴルフ指導者の、18歳教え子女性に対する準強姦(2006年鹿児島)や、56歳男性フィギュア・スケート指導者の、13歳教え子女性に対する強姦致傷(2008年名古屋)、33歳男性大学柔道指導者(元五輪覇者)の、19歳女性部員に対する準強姦(2011年熊本:事件発生は東京)などの事件があった(2017年の刑法の性犯罪規定の改正により「強姦罪」「準強姦罪」は「強制性交等罪」「準強制性交等罪」に変更されている)。いずれの事件でも、加害者側は「合意」を主張していた。

権威者は、自らが相手(被害者)に対してもつ権力を自覚しておらず、時に「恋愛」と思い込み、相手がNOと言わなければ「合意」だと思い込む場合もある(牟田、2013)。しかし一方で、相手が自分の意向に逆らえない(NOと言えない)ことを理解している上で、それをわかっていないふりをして相手を自分と対等な存在と身勝手に位置づけ、「合意」と強弁するような意図的な無自覚が存在しているのも事実だ。権力差の非常に大きな未成年女性に対する性暴力においてさえ、両当事者間の「合意」の有無が争われ、加害者側の責任を問う

ことが困難になっている事態の背景には、このような当事者間の権力差を看過/無視した、性暴力に対する社会の認識の低さがある。

2. スポーツ環境におけるセクハラの特徴と問題点

①スポーツへの関わりが深い学生ほど、セクハラに許容的

筆者らが大学生らにおこなった調査³結果を用いて、セクハラ認識に影響を与える要因を分析したところ、「高校クラブ経験」「所属学部」「所属クラブ経験」という3つの変数が析出された。図1は変数ごとのセクハラ得点をグラフ化したもので、得点が低いほど、セクハラになりうる行為に対して許容的であることを示している。これを見ると、「高校での運動クラブ経験がある学生」は「経験なしの学生」よりも、「体育・スポーツ系学部」に所属する学生は「健康科学系学部」や「その他の学部」の学生よりも、また「体育会」クラブに所属している学生は「スポーツ系サークル」や「無所属」の学生よりも、セクハラに対する認識が甘いことがわかる（図1）。つまり、スポーツへの関わりが深い学生ほどセクハラに対して許容的な傾向があるのだ。このような認識の形成には、スポーツ組織に特有の権力構造や価値観、慣習が影響を与えている可能性があり、それらを問い直す必要性が示唆されている（高峰ほか、2011）。

³ 対象：全国23の大学・短期大学の男女学生4,208人
調査時期：2003～2006年
回答数（回収率）：3,989部（94.8%）
内容：「セクハラになりうる19言動」に対する認識

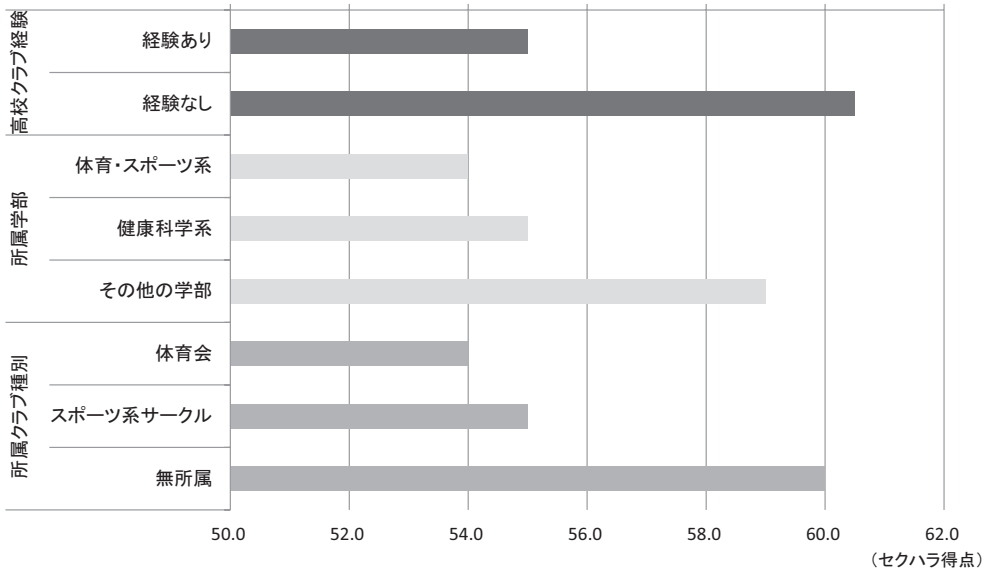


図1 大学生のスポーツ関連経験とセクシュアル・ハラスメント認識
 (*セクハラ得点が低いほど、セクハラに対して許容的)

(高峰、2013、p.160、図1よりタイトル改変)

②男性よりも女性、中高年層よりも若年層がセクハラに許容的

また、筆者らが国体出場レベルの競技者と指導者に対しておこなった調査⁴結果を用いて、セクハラ認識に影響を与える要因を分析したところ、「性別」と「年齢層」という2つの変数が析出された。図2のグラフも変数ごとのセクハラ得点を示し、得点が低いほど、セクハラになりうる行為に対して許容的であることを示している。これによると「男性」よりも「女性」の方が、そして「中高年層」より「若年層」が、セクハラに対して許容的であることがわかる(図2)。構造的に被害者になりやすい女性や若年層の方が、セクハラに対して許容的な傾向を示したことは、海外の先行研究とは逆の、日本に特徴的な傾向であった。女性や若年の選手たちは、セクハラ的行為に対して自らの認識を鈍

⁴ 対象：国体出場レベルの競技者1,162人／指導者3,734人
 調査時期：2007年
 回答数(回収率)：競技者418部(36.0%)／指導者1,406部(37.7%)
 内容：「セクハラになりうる15言動」に対する認識

化させ、権力に追従することで、スポーツ環境に生き残る道を選んでいるとも解釈できる（高峰、2013）。

女性や若年の選手たちが人権侵害行為を甘受せざるをえないこのような状況こそが、スポーツ環境においてセクハラを見えにくいものにし、不可視化の連鎖を招いているのではないだろうか。

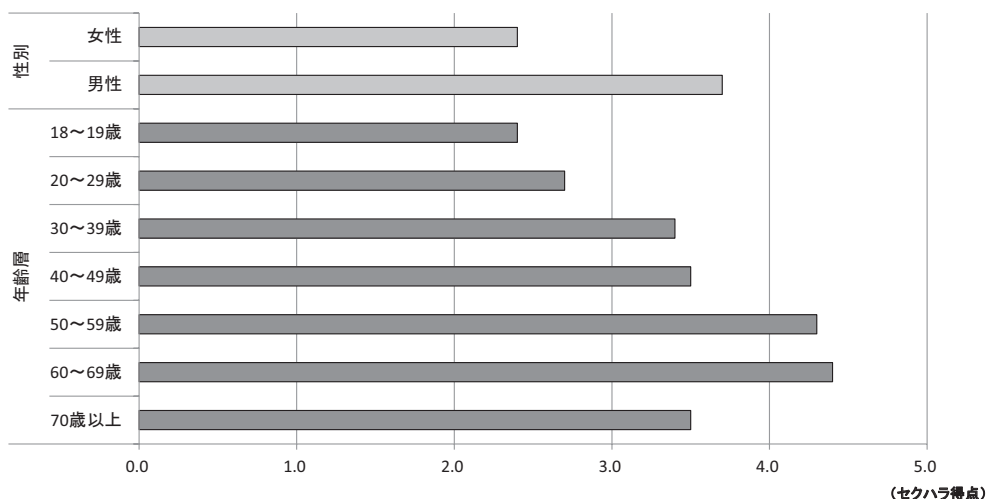


図2 ハイレベル競技者と指導者の性別・年齢別に見たセクシュアルハラスメント認識
（*セクハラ得点が低いほど、セクハラに対して許容的）

（Takamine, 2012よりタイトル改変）

③性的虐待とグルーミング：「合意」をめぐる解釈

グルーミングとは、加害者が被害者を周到に手なずける行為のことをいう。ここでは性的虐待を、グルーミングによって被害者との間の個人的な境界線を縮め、性的行為への同調を強いること、合意を与えようのない性的行為のこととする。

冒頭に紹介した、米国女子体操選手の性的虐待事件で証言に立った被害女性たちの言葉には、彼女たちの置かれた困難な状況が見てとれる。以下のコメントは、元五輪代表選手ら3人が2017年2月19日、米国テレビ局CBSのニュース番組「60ミニッツ（60 Minutes）」に出演して語った内容である。

- 彼を信じていた。自分は弱い立場にあるということや、そうした不適切なことを知ってしまえば、私自身を台無しにしてしまうと、子どもながらに理解していた。
- 声を上げれば「チャンスを損なう」ことになると周知されていた…誰も他人と違うことをしたくなかった。なぜなら、そこには自分自身が成功するかどうかを決定する人々がいたから。
- もし何か言えば、トラブルに巻き込まれてしまう可能性があったし、あえて自分を苦しめるようなことは最もやりたくなかった。

(AFP BB news 2017年2月20日)

これらの声は、彼女たちが自分の受けた「被害」を「被害」と認識し、声を上げることがいかに困難であったかを物語っている。彼女たちは、自分たちがどのような権力関係の中に位置しているかを理解しており、競技の世界で成功するために沈黙せざるを得ない葛藤に苦しんでいた。

このような権力差のある当事者間の性的関係における「合意」について、たとえばアメリカ女性スポーツ財団は以下のような考え方を表明している。

対等でない当事者間における親密な関係は、コーチの選手に対する権力乱用や性的搾取の機会を増大させる。(中略) このような関係において選手が示す「合意」は疑わしい。

(WSF : Women's Sports Foundation HP)

また、オーストラリア政府のスポーツ所管部署であるオーストラリア・スポーツ・コミッションは、政府から助成金を受けている国内スポーツ組織に対してメンバー保護方針のひな型を示している。そこでは、成人同士の合意に基づいた親密な関係がいつも問題になるわけではないと前提しつつも、スポーツ環境における親密な個人的関係について以下のように述べ、慎重に行動することを促している。

コーチと選手の間には、権威や権力、地位などの相違があるため、合意があろうとも(両者の)性的関係は搾取的になりうる。

(ASC : Australian Sports Commission HP)

さらに、選手から親密な関係を言い寄られたときでも指導者サイドは、指導関係にある両者のそうした関係が不適切である理由を説明し、選手をたしなめる言動をとるよう推奨されている。

日本では、前述の2017年の刑法改正により、親や養親など、子どもを監護する立場の大人が性的な行為をおこなった場合、暴行・脅迫の有無にかかわらず処罰対象となる「監護者わいせつ及び監護者性交等罪」が新たに導入された。「監護者」とは、生活や生計を共にし、保護・被保護、依存・被依存の関係にある者を監護する者のことで、具体的には親などに限定されている。親権者等による性被害については、暴行・脅迫がなくとも被害が認められるようになった点では一定の前進がみられたものの、「地位・関係性を利用した性的行為」は、実際にはもっと広範囲に多様な関係下で生じている。「学校の教師やスポーツコーチなど、子どもが日常的に接しているおとなによる性被害に関しては、従来の対応に任せられ（後藤、2018：84）」る状況が続くわけだが、見落とされている「地位・関係性」はまだほかにもあるのではないかという指摘がなされている（小川たまか、2018、NHKハートネット、2018など）。

同様に平山（2017）もネットインタビュー記事で、上述の2006年鹿児島で起きた指導者による未成年教え子に対する準強姦事件⁵を例に挙げ、「学校の先生と生徒の関係や、スポーツのインストラクターと選手の関係なども被害者が抵抗するのが難しい関係に入ると思いますが、教師やインストラクターは監護者にあたらないため、暴行・脅迫要件の除外対象にはなりません」と、その問題点を指摘している。

事件が繰り返し起こっても、スポーツにおけるセクハラは根絶されない。改正刑法の「監護者わいせつ及び性交等罪」において、スポーツ指導関係下の地位・関係性を乱用した性的行為についても類型化され、規定されるべきではな

⁵ 2006年12月9日にゴルフ練習場経営者でゴルフ指導者Iが、女子高校生A（当時18歳）を鹿児島市のホテルに連れ込み、極度に困惑して抵抗できない状態に陥っていることを認識しながら乱暴したと女性Aが訴えた事件。2011年4月、鹿児島県警はゴルフ指導者I（経営者）を書類送検。その後、鹿児島地検は「女子高校生Aが拒否の意思表示をしていなかった」として、嫌疑不十分による不起訴処分とした（平山インタビュー記事より）。

いだろうか。

④当事者をめぐるスポーツ特有の利害関係

スポーツ環境では、当事者をめぐる特有の利害関係が生じることがある。ひとつの典型的な事例として、2000年に起きた高校陸上部元監督わいせつ事件を紹介する。

この事件では、業績ある著名な陸上部指導者である高校男性教員から、女子部員がマッサージと称するわいせつ行為や、合宿時に布団に入られるなどのセクハラ被害を受けた。しかし当該部員の兄もかつて同部で指導を受け、その縁を頼りに保護者がこの指導者に、娘（被害者）のスポーツ推薦入学の仲介依頼をしていたことなどから、被害者は、家族と当該指導者との関係を崩すことへの恐れとの板挟みになり葛藤した。さらに、同じ陸上部のチームメイトや保護者のほとんどが、実績ある指導者の指導を受け続けたいという理由から加害者を支援したため、被害者はさらに追い詰められて孤立を深め、苦しんだ（高峰・白井、2009）。

同様に、高い実績をもつ指導者の「暴力行為」が発覚した場合でも、周囲が署名活動等をして支援するなど、スポーツ環境においては加害者を守ろうとする動きが生じることがある⁶。暴力行為で処分されてもなお、競技実績が高ければ周囲から「優秀な」指導者として望まれ、擁護され、そしてまた新たな指導の場で暴力行為を繰り返すという連鎖の背景には、個人の人権よりもスポーツの業績を重視するような社会の価値観が潜んでいるといえよう。

⑤性的マイノリティの疎外と不可視化

LGBTなど性的マイノリティの疎外や不可視化も、スポーツ環境におけるセクハラの重要な一側面である。性的マイノリティの当事者が学校時代の体育や

⁶ たとえば、愛知・豊川工高陸上部監督暴力事件。同監督は2013年に、部員に体罰を繰り返していたとして愛知県教育委員会から停職4カ月の懲戒処分を受けたのち、退職。その際、豊川工高PTA関係者から指導継続を求める約3万8000人分の署名が集められたという。退職後も監督は、学外コーチとして同陸上部の指導にあたり、後に日本体育大学付属荏原高校保健体育教諭に就任。2015年には母校日体大の陸上部の駅伝監督に就任したが、2018年9月、暴力行為や言葉の暴力により、解任された。

スポーツ系部活動で抱えている問題について、以下のようなデータがある⁷。

- ・「同性愛に関する不快な発言を聞いた」：約56%
- ・「女らしさ・男らしさを強く要求された」：約59%
- ・「異性愛を当然・正常とする雰囲気があった」：約80%
- ・「自らの性のあり方を理由とした無視や嘲笑をされた」：約25%
- ・「自らの性のあり方を理由とした暴力をふるわれた」：約6%

これらのデータより、学びの場において、性的マイノリティがいかに疎外感や抑圧感を感じているかがわかる（風間ほか、2011）。

スポーツ関連学部の大学生について調べた別の調査⁸では、性的マイノリティの以下のような実態が明らかになった。

- ・心の性別が「身体と違和」がある、「その他」：2.8%
- ・性的指向が、「同性愛」「両性愛」「その他」：7.6%
- ・「身近に性的マイノリティがいる」：32.6%

最後の項目の男女内訳は男性16.8%、女性51.3%となっており、8割以上の男子学生が身近な性的マイノリティの存在を認識していないこともわかった。体育・スポーツ関連学部の大学生の間では、女性よりも男性の方が性的マイノリティの存在を見ようとしない、あるいは見せようとしない傾向があることがうかがえ、男性にとってより抑圧的な環境であると推察される。

一方でこの調査では、性的マイノリティに関する知識や身近な当事者の存在が、偏見やフォビア（嫌悪、恐怖症）を軽減する可能性があるという、重要な知見も示唆された（藤山ほか、2014）。

スポーツの世界に蔓延している同性愛嫌悪は、男性スポーツにおいてもジェンダー秩序維持のために機能している。男らしさとスポーツは密接に関わっており、スポーツは男らしさを証明するための社会装置でもある。異性愛は男らしさを表す「真正」な性表現であり、男らしさのアイデンティティの重要な部分を占めると考えられているため、同性愛は男らしさを侵害しジェンダー

⁷ 対象：関西レインボーパレードの集合場所にて自記式アンケート調査を実施
調査時期：2008年10月19日

回答数：559名に調査を実施、373名の回答（分析対象：10代～30代の274名）

⁸ 対象：体育・スポーツ関連学部・学科等に所属する大学生、大学院生

調査時期：2012年6～7月

回答数：3,259部、内有効回答3,243部

秩序を弱めるものとして嫌悪されるのだ (Pronger, 1999)。従って、性的指向に関わる差別をセクハラの一部として解釈していくことは、スポーツにおけるジェンダーの権力作用を理解するための重要なポイントといえよう (熊安ほか、2004)。

3. スポーツ環境でハラスメントが生じやすく、見えにくい原因

一見、フェアでクリーンにみえるスポーツにおいて、ハラスメントがけして無縁ではないことを、これまでの事件や調査データは物語っている。ハラスメントが生じ、起こっていても見えにくく、また隠ぺいされる背景には、スポーツがもつ構造的な問題が潜んでいる。

今日のトップレベル競技に代表されるような支配的なスポーツは筋力優位主義であり、その指標において比較的有利な男性の優位性やジェンダー規範を正当化しがちである。スポーツ統括組織も男性中心主義的で女性の意思代表が少なく、ほかの分野の人材を意思決定に入れにくい閉鎖的構造があるため、既存の価値観や組織文化の疑問視がなされにくいのが実情だ。

スポーツ組織は権威主義的で集団主義的な傾向が強く、組織の利益を重視する一方で個人の人権は軽視され、事件が起こっても組織によって隠ぺいされることもある。結果として個人は無力化され、サバイバル手段としての沈黙を余儀なくされてしまう。

支配的なスポーツは、「ヘゲモニックな男性性 (その社会で最も称賛される、ある特定の男らしさ)」と深くかかわっており、「男だったら弱音を吐くな、男は泣いてはいけない」と言われ、蹴られても殴られても耐えるといった価値観が共有され、けがや苦痛に耐えて頑張ることが称賛されがちである。その結果、人権被害を認めにくい、暴力やいじめを当然視したり黙殺したりする文化が構築されるとも考えられる。

さらに、社会的に共有されるスポーツの勝利至上主義や業績主義は、スポーツ環境におけるハラスメントなどの人権問題を見えにくいものになっている。そうした意味では、勝利のみを称揚し、メダル獲得に過剰な価値を置いてスポーツを支援したり観戦を楽しむ一般社会の人々のスポーツ観もまた、問い直される必要があるのではないだろうか (熊安、2018a)。

4. セクハラ防止対策の問題点と課題

国内スポーツ団体のハラスメント防止対策の現状（（独法）日本スポーツ振興センター、2018）⁹を見ると、倫理規程等は8～9割の団体において整備されつつあり、「ハラスメント（暴力、セクハラ等）の禁止」については、規程を持つ団体の9割以上で規定されていることがわかる。しかし多くの規程やガイドラインでは、セクハラに特化したていねいな記載は見られず、多くは禁止事項のリストに項目としてあげているだけで、セクハラについて共有されるべき詳細な情報が十分に提供されているとはいえない。

また上記の報告書からは、相談窓口の設置状況についてはまだ4～6割と低調であることがわかるが、相談・通報窓口が設置されていても、それがスポーツ連盟等の事務局に置かれているケースも多い。被害者にとっては、スポーツ組織に雇用・委託されている弁護士等に対して十分な安心感を持っていないなど、被害者の立場保全に関する不安があり、相談しにくい点も問題である。加害者が組織の上層部の人間である場合、申し立てた人の立場に立った対応が進められていない事例もある。

最近のスポーツ界におけるハラスメント事例は、各競技団体の頭を乗り越して、内閣府の公益認定等委員会（スポーツ組織などの公益法人の認定、監督をする内閣府機関）に申し立てたり、記者会見でメディアを通して直接社会に訴えたりするという方法によって明るみに出ることが多い。形式的にはアンチハラスメントの方針を掲げ、何らかの申し立てのシステムを整備している組織においてさえ、選手たちは直属のスポーツ組織や大学等への訴えを選ばず、ほかの手段に訴えているのである¹⁰。組織のハラスメント防止対策もしくはそれを履行する組織そのものが、選手たちを守るためには機能しておらず、選手たち

⁹ 「国内スポーツ団体における倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況等に係る現況」
対象：「日体協（準加盟含む）及びJOC加盟（準加盟、承認団体含む）団体」72団体中、65団体が回答（回答率90.3%）、「日障協登録及び加盟団体」70団体中、42団体が回答（回答率60.0%）。
調査期間：平成30年3月3日（土）～3月15日（木）（ただし、「日本体育協会」は、2018年4月以降は「日本スポーツ協会」に改称）。

¹⁰ 日大アメフトパワハラ事件、女子体操選手の体操協会幹部へのパワハラへの訴えは、選手によるメディアでの会見をとおして、またレスリングのパワハラ問題は、関係者の内閣府への申し立てによって明るみに出た。

自身もそのことを肌で感じているからこそ、このような方法をとらざるをえなかったのであろう。その意味で「#MeToo」ムーブメントは、選手たちに人権への気づきを促し、社会に直接訴えることで自分たちの被害が理解されるのではないかという認識をもたらす上で、大きな力になったのではないだろうか。

しかし一方で、社会への直訴でしか被害を訴える方法がなかったら、とりわけ性的被害に関しては被害者サイドの負担は増すことになり、沈黙は増えるばかりだ。組織の窓口への相談をためらわせるような雰囲気があるとすれば、このたび発覚した一連のハラスメントも氷山の一角に過ぎず、どこにも相談できない被害者はあらゆるスポーツ環境に存在しうると考えるべきである。そのようなスポーツ環境を放置していてよいわけではない。

海外にはすぐれた防止規定やガイドラインが多くあるが、それでも事件は生じている。防止対策の整備そのものが必要不可欠であることは論を待たないが、スポーツ組織にセクハラ問題への理解と確固とした人権意識が根付いていないと、対策は機能しない。対策を実効性あるものにするためには、組織を監視する何らかの体制づくりもまた必要であろう。安全で安心なスポーツ環境をつくり維持していくためには、何層にもおよぶ防止のための取り組みやバリエーションが必要である。

最後に、スポーツ環境におけるセクハラ防止のための課題を、スポーツ政策、スポーツ組織、スポーツ教育の各観点から簡略に記す。

まずスポーツ政策としては、「スポーツ基本法／スポーツ基本計画」に「セクシュアル・ハラスメント防止」を明示し、法的根拠を明確にするべきである。人々が安全にスポーツを楽しむ環境をはぐくむために、社会をあげてセクハラを許さないという強い姿勢を示す必要がある。また、スポーツ統括団体の公的資金（補助金）受給要件として「具体的なハラスメント防止対策の策定と実施、評価」を設定し、その履行状況を監視するとともに、必要な人的資源や財政の支援をおこなうことをあげておきたい。

次にスポーツ組織の取り組みとして、スポーツ統括組織の防止対策を実効性あるものにするのが肝要だ。特に、現状では加害者の処罰に偏りがちな対策において、被害者保護の観点を重視すること、権力差のある当事者間の性的関係については、暴行・脅迫がなくとも十分に搾取的になりうるという認識を共有すること、そして「傍観」の抑止に向けての取り組みを具体化することなど

を重点課題としてあげておきたい。スポーツ参加者の周囲にいる人（特に権威ある人）の無視、否認、否定などは、被害者が声をあげる力を奪うということが、IOCのHP（Harassment and abuse in sport）などでも注意喚起されている。組織の取り組みのスタートラインとして、スポーツ組織に多様な人材を配置し、民主的なスポーツ組織文化を構築することも重要である。

最後にスポーツ教育について、スポーツに関わるあらゆる人（直接スポーツに関わる個人だけではなく、現代のスポーツを享受するあらゆる人々）に対して、スポーツにおける人権教育、啓発をおこない、社会の合意を形成することなどが急務の課題である。

【参考文献】

- AFP BB news 2016年11月24日「英サッカーに衝撃、監督による若手選手への性的虐待が過去に横行か」
<http://www.afpbb.com/articles/-/3109004>（2019年1月14日接続）
- AFP BB news 2017年2月20日「元選手「機械になったも同然」、米体操連盟元医師による性的暴行の詳細明かす」
<http://www.afpbb.com/articles/-/3118531>（2019年1月14日接続）
- AFP BB news 2018年7月24日「韓国スポーツ界に横行する指導者の性的虐待、元選手が告白」
<http://www.afpbb.com/articles/-/3183450?pid=20368094&page=1>（2019年1月14日接続）
- 朝日新聞DIGITAL 2017年3月7日「野球部員の下着脱がせマッサージ 中学講師を停職 岐阜」
<http://digital.asahi.com/articles/ASK375J29K37OHGB00G.html>（2017年3月8日接続）
- 朝日新聞DIGITAL 2017年5月29日「「裸になる覚悟で頑張り」部活顧問が女子生徒に全裸強要」
<http://digital.asahi.com/articles/ASK5Y5S2VK5YPPTB00F.html>（2017年5月29日接続）
- 朝日新聞DIGITAL 2018年4月26日「相撲指導の夫婦がセクハラ 退部の生徒も 静岡の強豪校」
<https://www.asahi.com/articles/ASL4T5DFZL4TUTPB00R.html>（2019年3月3日接続）
- ASC (Australian Sports Commission) HP, Member Protection Policy Template For National Sporting VERSION 9.1 (April 2016)
https://www.sportaus.gov.au/__data/assets/word_doc/0006/687534/NSO_MPP_

- Template_Version_9.1_April_2016.DOC (2019年1月14日接続)
- BBC News Japan 2018年1月26日「生き延びた仲間であくましい戦士…元医師と法廷で対決した被害女性156人」
<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-42815205> (2019年1月14日接続)
- Business Journal 2018年11月16日「日大・内田前監督、警視庁は「指示なかった」と判断…部員が第三者委で虚偽証言との報道も」
https://biz-journal.jp/2018/11/post_25562.html (2019年1月6日接続)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター (2018)「平成29年度スポーツ庁委託事業 スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現況評価の実施報告書」平成30年3月：19-21.
file:///C:/Users/ponta/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/670BT2UP/1404839_1.pdf (2019年1月18日接続)
- 藤山新・飯田貴子・風間孝・藤原直子・吉川康夫・来田享子 (2014)「体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果」スポーツとジェンダー研究 12：68-79.
- 後藤弘子 (2018)「性犯罪規定の改正が意味するもの」『現代思想 性暴力=セクハラ』青土社、第46巻第11号：80-86.
- 平山真理 (2017)「【性犯罪厳罰化】刑法改正のポイントと、残る課題」
<https://charitsumo.com/interview/6541> (2019年1月14日接続)
- IOC HP Harassment and abuse in sport. <https://www.olympic.org/sha> (2019年1月18日接続)
- 風間孝・飯田貴子・吉川康夫・藤山新・藤原直子・松田恵示・来田享子 (2011)「性的マイノリティのスポーツ参加——学校におけるスポーツ経験についての調査から——」スポーツとジェンダー研究 9：42-52.
- 熊安貴美江・飯田貴子・井谷恵子・太田あや子・高峰修・吉川康夫 (2004)「スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント研究の現状・視点・課題」スポーツとジェンダー研究 3：26-41.
- 熊安貴美江・飯田貴子・太田あや子・高峰修・吉川康夫 (2011)「スポーツ環境における指導者と選手の適切な行為——セクシュアル・ハラスメントに関する男性指導者と女性選手の認識と経験——」スポーツとジェンダー研究 9：20-32.
- 熊安貴美江・高峰修 (2015)「分科会報告 スポーツ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインの作成」スポーツとジェンダー研究 13：183-192.
- 熊安貴美江 (2015)「ハラスメント・暴力・スポーツ——セクシュアル・ハラスメントの可視化がめざすもの——」現代スポーツ評論 33：60-72.
- 熊安貴美江 (2018a)「性暴力、セクシュアル・ハラスメント」飯田貴子・熊安貴美江・来田享子編著『よくわかるスポーツとジェンダー』ミネルヴァ書房：122-123.
- 熊安貴美江 (2018b)「スポーツ環境で多発するセクハラ——その構造と問題点」『女も男も』No.132：21-25.
- 熊安貴美江 (2018c)「日本のスポーツ界におけるセクシュアル・ハラスメント」『議会

- と自治体』日本共産党中央委員会発行No.248：70-76.
- 牟田和恵（2013）『部長、その恋愛はセクハラです！』集英社.
- NHKハートネット福祉情報総合サイト（2018）「性犯罪に関する刑法～110年ぶりの改正と残された課題」（記事公開日：2018年10月22日）
<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/128/>（2019年1月14日接続）
- 小川たまか「#MeTooから1年 なぜ日本は同意のない性交をレイプと認めないのか イギリスとの比較」Yahoo!ニュース 2018年12月3日
<https://news.yahoo.co.jp/byline/ogawatamaka/20181203-00106312/>（2018年1月14日接続）
- Pronger, Brian (1999) Fear and Trembling: Homophobia in Men's Sport, in P. White and K.Young, eds., *Sport and Gender in Canada*. Oxford University Press: Don Mills, ON.183-196.
- 高峰修、白井久明（2009）「スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント事例の研究（2）——高校陸上部元監督わいせつ事件を例として——」明治大学教養論集, 440：15-33.
- 高峰修・飯田貴子・井谷恵子・太田あや子・熊安貴美江・吉川康夫（2011）「日本のスポーツ環境における大学生のセクシュアル・ハラスメント認識に及ぼす要因の影響——性別に着目して」スポーツとジェンダー研究 9：34-41.
- Takamine, O. (2012) Factors concerning Perceptions of Sexual Harassment in Sports Settings among Top-Ranking Japanese Coaches and Athletes, Proceedings of World Congress of Sociology of Sport.
- 高峰修（2013）「ハラスメントの受容 なぜスポーツの場でハラスメントが起こるのか？」『現代思想』青土社：東京, pp.157-165.
- WSF (Women's Sports Foundation) HP, The Foundation Position: Sexual Harassment And Sexual Relationships Between Coaches, Other Athletic Personnel And Athletes.
<https://www.womenssportsfoundation.org/wp-content/uploads/2016/07/sexual-harassment-sexual-harassment-and-sexual-relationships-between-coaches-other-athletic-personnel-and-athletes-the-foundation-position.pdf>（2019年1月18日接続）
- Yahoo!ニュース 2017年11月24日「スウェーデン金メダル陸上選手 男性選手にレイプされたと告白 #MeToo」
<https://news.yahoo.co.jp/byline/abumiasaki/20171124-00078495/>（2019年1月18日接続）